

## 規制の事後評価書(要旨)

|                      |   |
|----------------------|---|
| 法律又は政令の名称            | 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)  |
| 規制の名称                | 名称の使用制限   |
| 規制の区分                | 新設  |
| 担当部局                 | 住宅局安心居住推進課  |
| 評価実施時期               | 平成30年3月28日  |
| 事前評価時の想定との比較         | 事前評価時の想定と同様、高齢者の居住に適した住まいへのニーズが増加していることから、高齢者の居住の安定を確保するという当該規制目的の重要性は増しており、引き続き高齢者が自らの居住に適した住まいを判別しやすくするという当該規制の必要性についても認められるところ。              |
| 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 |   |
| (遵守費用)               | 当該規制により遵守費用は生じていない。   |
| (行政費用)               | 当該規制による行政費用は僅少である。  |
| (効果)                 | 当該規制により、入居を希望する高齢者に無用の混乱が生じず、高齢者の居住の安定に資することになるという効果が生じた。なお、高齢者の居住の安定の確保の効果については定量化することは困難である。  |
| (便益(金銭価値化))          | 当該規制により、入居を希望する高齢者に無用の混乱が生じず、高齢者の居住の安定に資することになる。なお、居住の安定の確保により得られる便益については、金銭価値化することが困難である。  |
| (副次的な影響及び波及的な影響)     | 当該規制による副次的な影響は、特に生じていない。  |
| 考察                   | 当該規制の導入により発生する遵守費用はゼロであり、行政費用は僅少である一方、入居を希望する高齢者に無用の混乱を生じさせず、高齢者の居住の安定が確保されることによる効果及び便益は大きいものであり、今後も同様の効果及び便益が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。 |
| 備考                   |   |